

常議員会

令和元年12月10日

常議員40人中29人出席

報告



●報告者 佐藤 文行 (61期)

冒頭、桜丘法律事務所から法テラス釧路法律事務所に赴任する予定の松岡孝会員の紹介及び本人からの挨拶があり、関谷会長から同会員に対して激励がなされた。続いて、関谷会長から、前日に開催された日弁連の臨時総会において、当会も賛成した日弁連理事にクオータ制を導入する議案が可決されたこと等の報告がなされた。

次に、議決事項及び諮問事項の審議が行われ、右記のとおり、いずれも可決承認ないし承認等を是とされた。

議決事項の「一般会費免除申請の件」では、同じ会員から同じ理由で複数回にわたって免除申請がなされており、配布資料も毎回ほぼ同内容であったことから、今後の資料の配布方法についての意見があった。

その後、各担当副会長から報告事項の報告がなされ、「令和元年台風19号災害に係る支援金支出の件」では、当会が被災した各地の弁護士会に支援金を支出したことに加え、当会も岡山弁護士会及び広島弁護士会から義援金を受け取った旨の報告がなされた。

また、「令和元年度臨時総会開催の件」では、同臨時総会第9号議案（八王子弁護士会館等の売却の件）に関して、議決方法が普通決議となるのか特別決議となるのか等について質問があり、担当副会長から、特別決議とする予定である旨及び議案書に決議方法について記載することは予定していない旨の回答がなされた。

今回はいずれの議案についても反対意見はなく、スムーズに議事が進行した。

▲

議 題	
議 決 事 項	法律相談カードの開示に関する規則廃止及び新規制定の件
	国選弁護士候補者名簿登録抹消の件
	選挙管理委員会の委員辞任に伴う追加選任の件
	一般会費免除申請の件
諮 問 事 項	入会審査及び指定法付請求
	資格承認及び指定法
	業務支援室嘱託(非弁取締)選任(再任)の件
	司法修習委員会委員選任の件
	互助会運営委員会委員選任の件
	人権救済申立事件(平成30年5号)の措置(警告)の件
報 告 事 項	シンガポール弁護士会と第二東京弁護士会の間に於ける友好協定書更新の件
	令和元年台風19号災害に係る支援金支出の件
	法律相談カードの開示に関する細則廃止及び新規制定の件
	東京三弁護士会多摩地区法律相談センター消費者問題法律相談実施要領改正の件
	公印に関する細則改正の件
	はなさき記念館支援ワーキンググループ設置要綱改正の件
	弁護士推薦委員会報告の件
	会員異動の件(登録取消及び登録換え含む。11/30現在)
	2019年度幹事選任の件
令和元年度臨時総会開催の件	

概 要	結 果
規則制定の正式な事務手続を取るための規則廃止及び制定	異議なく可決承認
左記名簿からの登録抹消	全会一致で可決承認
左記委員会の委員辞任に伴う追加選任	異議なく可決承認
疾病等に準ずる事由を理由とする免除申請	会費支払免除を認めない旨、異議なく可決承認
入会審査15件(うち2件は、第72期司法修習生(30名)の入会申請)	いずれも異議なく可決承認
資格承認1件	異議なく承認を是とする旨の答申
業務支援室嘱託(非弁取締)選任(再任)	異議なく選任を是とする旨の答申
司法修習委員会委員選任	異議なく選任を是とする旨の答申
互助会運営委員会委員選任	異議なく選任を是とする旨の答申
府中刑務所に対して、申立人の個人の尊厳を著しく侵害した身体検査に対する警告	異議なく承認を是とする旨の答申
左記友好協定書更新	異議なく承認を是とする旨の答申
台風19号による災害の被災地弁護士会である9弁護士会に対し、災害復旧復興支援として、当会からの支援金支出に関する報告	
細則制定の正式な事務手続を取るための細則廃止及び制定	
左記相談担当弁護士名簿掲載要件の一つである研修受講期間を定める等実施要領一部改正	
会長を名義人とした証明文書の割り印を新たに公印の一つとして追加するための細則一部改正	
左記ワーキンググループの存続期間を延長して2021年(令和3年)3月31日までとする設置要綱一部改正	
推薦結果の報告	
11/30現在 5,933名(正会員5,608名、外国特別会員184名、法人会員137名、外国法人特別会員4名) 登録取消6件、登録換え退会2件	
決定した幹事人選の報告	
二弁臨時総会(1/10)開催の報告	

常議員会

令和2年1月14日

常議員40人中26人出席

報告




●報告者 宮野 浩臣 (62期)

冒頭、関谷会長から会務報告が行われた。具体的には、二弁臨時総会において八王子弁護士会館を売却する決議がなされた旨並びに日弁連理事会において、理事クオータ制、依頼者の本人確認制度に関する規則の一部改正、法曹養成制度、弁護士後見人に関する保証制度、民事裁判手続等のIT化及び憲法問題等につき討議がなされた旨の概要報告があった。

次いで、議決事項及び諮問事項につき審議が行われ、右記のとおり、いずれも可決承認ないし承認等を是とされた。続いて、報告事項につき報告が行われた。

議決事項中、「会員の公益活動等に関する実施規則一部改正の件」は、日本組織内弁護士協会が主催する研修等における講師としての活動を公益活動等と認めることができるよう規則を改正するものである。また、「会員の公益活動等に関する会規第3条に基づく申告要の役職を定める決議の件」は、同会規別表第2第17項に基づき、同協会の理事及び監事の役職にある弁護士会員について、当該役職にある旨を本会に申告した場合に限り、当該役職にある年度において、同会規同条第2項の規定による活動を行ったものとみなすことを定めるものである。いずれも、同協会が研修会の主催等も含め、弁護士会と重なる活動を行う公益性の高いかつ多数の会員を有する組織率の高い団体であるところ、当会においては会員の約1割を占める組織内弁護士による公益活動の在り方等について再考すべき時期がきている等の理由による。

諮問事項中「人権救済基金援助申請（平成31年（救）第5号）の件」は、外国人の強制送還による裁判を受ける権利の侵害を理由とする国家賠償請求訴訟に係るものである。 

議 題	
議 決 事 項	未成年後見に関する規則一部改正の件
	第二東京弁護士会住宅紛争審査会規則一部改正の件
	会員の公益活動等に関する実施規則一部改正の件
	会員の公益活動等に関する会規第3条に基づく申告要の役職を定める決議の件
	各種法律相談、弁護士紹介等担当者名簿に関する規則一部改正の件
	職員就業規則一部改正の件
	嘱託職員、パート職員及びアルバイト職員等に関する就業規則一部改正の件
	育児休業及び育児短時間勤務等に関する規則一部改正の件
	介護休業及び介護のための短時間勤務等に関する規則一部改正の件
	国選弁護士候補者の推薦停止の件
諮 問 事 項	入会審査及び指定法付記請求
	資格承認及び指定法
	市民会議委員選任(再任)の件
	人権救済基金援助申請(平成31年(救)第5号)の件
	営利業務の届出等に関する規程の一部改正を求める意見書を日弁連に提出する件
	10階1002・1003室間仕切り改修の件
	9階面談室遮音性向上改修の件
	関東弁護士会連合会規約の一部改正の件
	業務支援室嘱託(人権擁護委員会)選任の件
	報 告 事 項
未成年後見に関する事務細則一部改正の件	
第二東京弁護士会司法修習費用問題対策本部設置要綱一部改正の件	
法律相談センター運営細則一部改正の件	
東京三会講師等謝礼基準内規廃止制定の件	
死刑執行に抗議する会長声明執行の件	
弁護士推薦委員会報告の件	
会員異動の件(登録取消及び登録換え含む。12/31現在)	
2019年度幹事選任の件	
東京都内における令和元年台風第19号の電話相談に関する覚書締結の件	

概 要	結 果
未成年後見人候補者名簿の抹消事由に登録継続要件を充足しなくなった場合を加えるための規則一部改正	異議なく可決承認
住宅紛争審査会の紛争処理委員が紛争処理を担当することが困難又は不適切な事情がないことを申告させるあるいは指名後に同様の事情が生じた場合に辞任できるための規則一部改正	異議なく可決承認
日本組織内弁護士協会の主催する研修等における講師としての活動を公益活動と認める規則一部改正	異議なく可決承認
日本組織内弁護士協会の理事及び監事の役職にある旨を本会に申告した場合に限り、公益活動を行ったものとみなす決議	異議なく可決承認
ハーグ条約に関するプロジェクトチームが家事法制に関する委員会に統合されるにあたり、ハーグ条約事件等担当希望者名簿の担当委員会変更に伴う規則一部改正	異議なく可決承認
働き方改革関連法の制定に伴う規則一部改正	異議なく可決承認
同上	異議なく可決承認
上記規則一部改正による条ずれに伴う規則一部改正	異議なく可決承認
同上	異議なく可決承認
国選弁護士候補者の推薦を1年間停止	異議なく可決承認
入会審査12件(うち1件は、第72期(9名)の入会申請)	いずれも異議なく可決承認
資格承認申請1件 特定外国法の指定申請1件	異議なく承認を是とする旨の答申
市民会議委員(再任4名)選任	異議なく選任を是とする旨の答申
入管に収容されていた外国人が強制送還により取消訴訟を提起する途が閉ざされ、裁判を受ける権利を侵害されたとする国家賠償請求事件に対する援助金申請	異議なく承認を是とする旨の答申
左記意見書を日弁連に提出する件	異議なく承認を是とする旨の答申
左記間仕切り改修	異議なく承認を是とする旨の答申
左記遮音性向上改修	異議なく承認を是とする旨の答申
関東弁護士連合会会費免除対象を各弁護士会の会費免除会員数ではなく、各弁護士会において日弁連の会費を免除されている者の数を基準とする規約一部改正	異議なく承認を是とする旨の答申
業務支援室嘱託(人権擁護委員会)選任(再任)	異議なく選任を是とする旨の答申
左記合意書改定	
未成年後見人候補者名簿の登録継続要件となる研修の実施時期変更に伴う細則一部改正	
左記対策本部の存続期間を令和3年3月31日までとする設置要綱一部改正	
令和2年10月以降に弁護士会蒲田法律相談センターで実施している電話無料相談を弁護士会霞ヶ関法律相談センターに移転及び弁護士会新宿法律相談センターで実施していた電話無料相談の廃止に伴う運営細則一部改正	
内規制定の正式な制定手続を取るための基準内規廃止及び新規制定	
2019年12月26日に会長声明を發した旨の報告	
推薦結果の報告	
12/31現在 6,131名(正会員5,805名、外国特別会員185名、法人会員137名、外国法人特別会員4名) 登録取消3件、登録換え退会5件	
決定した幹事人選の報告	
左記覚書締結	